

井上 淳（一橋大学経済研究所）

EU、イギリス、日本における看護師の移動：
公権力と高度人材の越境移動要因

EPA を通じて看護師受入を開始した日本と他国を比較し、また後者から示唆を得るために必要な検討として、本報告の対象を設定した。具体的には、看護師の越境移動を決定する push-pull 要因を政府が管理しようとするという観点から、EU、イギリス、日本の規制政策を解明しようとした。報告および質疑応答を通じて確認した成果と課題については、以下の通りである。

EU 法による人およびサービスの自由移動規定、そして看護師指令による資格の最低基準規定は、拡大後の EU においては看護師の push-pull 要因を助長する、すなわち新規加盟国から既加盟国への人材移動を促進するだけでなく、これを既加盟国が個別に阻止・規制することを不可能にする。新指令案審議の過程で資格の自動相互承認が全加盟国には適用されなくなった事実、そして言語習得に関する規定が設けられた事実は、新指令案に反対したイギリスの規制政策をみる限り、加盟国政府（担当官庁）が資格水準と言語習得を人材流入管理の即効かつ効果的な手段として位置づけていたことを確認することができた。

あわせて、指令の言語習得規定について、加盟国の運用次第では国籍等による差別を禁ずる EU 法違反となる可能性があること、また、イギリス - スペイン間で締結されている二国間協定において受入人員や教育方法につき個別に定めることが EU 法上禁止されている国（国籍）による差別を構成する可能性があることを確認した。今後はいち早く関係資料、とりわけ二国間協定自体を精査し、EU 法上の差別を構成するか否かについて検討する必要がある旨、確認した。

日本の事例については、高度人材（有資格者）の需要と規制の設置との間にあるプロセス、とりわけ規制と利益（圧力）集団との関係性を、他国とのより精緻な比較を通じて明らかにする必要を確認した。